

## 第 2 回検証委員会において委員から出された意見

全体について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回は誰もルールを破っていないし、嘘も言っていない。この点は堂々としてよい。ただ、結果については疑義もあるので、慎重に検証する必要がある。</li> <li>・過程自体は、規則に則り、大学図書館を良くするため、一生懸命やっているが、結果がこういったことになったのは何か訳があった。規則が優先ではなく、規則を作った精神、なぜそうなっているかということを考えるべきであった。</li> <li>・現象は数的には膨大なものとなっているが、元になっているものは複雑なものではなかったのではないか。公的なお金を使っている大学としては、説明責任を果たさざるを得ない。</li> </ul>
除却の必要性について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除却の必要性は絶対あったし、冊数も問題なかった。</li> <li>・収蔵率でいうと、オーテピアのように新しくできた図書館と 20 年、30 年経過した図書館では判断基準が違う。また、公共図書館、大学図書館、学校図書館でも判断基準は異なる。</li> <li>・除却は絶対に必要だった。ただ、大量に除却をしなくてはならなかったのが、こういう問題になったと感じている。</li> <li>・除籍は致し方ない。一研究者としては、本を廃棄するのは抵抗感があるが、新しい知を確保していくことも必要。</li> <li>・県民の方々などに、除却の状況をご理解いただいていないのではないかと。除籍、再活用の制度化、見える化も必要ではないかと。</li> <li>・県立図書館は資料の保存センターという役割があり、最低 1 冊、1 タイトルを残す。公共図書館では必要な考え方であるが、大学図書館との違いは考えていかなければならない。</li> </ul>
除籍の手続きについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続きは普通の手続き。 除籍までのフローは多くの目に触れており、丁寧という印象。</li> <li>・活用の仕方は今回課題となったが、除却は大筋では他大学と変わらない。</li> <li>・除却候補リストの中に購入価格、寄贈者名が入っていたら、判断が変わっていたのではないかと。</li> </ul>
除籍図書の適否について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複していない図書も、コンピュータの本など概ね問題がなかったが、中には貴重な本があった。国史大辞典は譲渡の話があれば手を挙げていた。</li> <li>・除却リストを見ると、コンピュータ入門書などが結構あったので、概ね妥当。冊数が多いのがおかしいと感じる方もいたかもしれないが、リストを見る限り、概ね問題はなかった。中には貴重な本が入っていたのは反省しなければならない。</li> <li>・郷土資料、郷土ゆかりの資料について、限定的に捉えていたのではないかと。</li> </ul>
再活用・焼却処分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「短期間に除却を行わざるを得なかった状況の中」という説明があったが、そんなに切迫したものではなかったのではないかと。</li> <li>・工科大学への移管をしなかったことも不可解。工科大学に移管しても管理上難しくなることはないのでは、狭い視点で考えられたのではないかと。</li> <li>・定期的に除籍していなかったというのが大きかった。司書の頭数が決定的に少なかったのではないかと。</li> </ul>

意思決定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・除却は、学内視点でゆがんだ生真面目さが蔓延していたのではないか。</li> </ul>
規程について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準用していた内規のプライバシーの侵害については、「大学名」とかではなく、「寄贈者」の名前が入っているような場合が該当するのではないか。</li> <li>・現在の細則の規定については、内容的に矛盾、疑問がいくつかある。</li> <li>・実務的なことを含めて、規則類の大幅な改定や改善の提案がこの会として必要と考えている。図書管理上の視点や財産管理上の視点も考えていかなければならない。</li> <li>・除却、除籍の用語の混同は整理が必要。除籍の基準も具体的なものがほしい。</li> </ul>
図書購入ポリシーについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入に関するポリシーについては、例えば、図書館全体をどうするか、独自の予算に限った話なのか、研究費の図書も含まれるのか、学生の意見を細かく反映するのはどのようにするのか、量的に増え過ぎることに対する規定をどうするか、そうしたことが不十分であるし、附則があるが、どこが変わったのかも分からない。</li> <li>・これでは司書のよりどころにならないのではないか。もう少し具体性、実務性を伴った選定基準のようなものが必要。県民も対象としているのであれば、県立大学としてこういう姿勢で選書しているという姿勢も必要。</li> </ul>
今後に向けて	<p><b>(選書・購入・除籍等について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却は選書と表裏一体で、コレクションマネジメントが重要。コレクション全体を見て、どうバランスをとるのが重要。今回は機に取り組んでほしい。</li> <li>・コレクションマネジメントの基本的な考え方はレベル分けで、例えば、レベル1が辞書、カリキュラム類、レベル2がさらにその周辺などと区分し、古くなって実態として意味がないといった一番下のレベルを除却することになる。</li> <li>・定期的な除却のシステム化を図っていくことが必要。</li> <li>・コレクションマネジメントが必要。そのフレームワークの中で、選書と除却は表裏一体でやらざるを得ない。また、除籍と再活用の制度のシステム化が必ず必要。</li> <li>・新しい本が千冊入れば、千冊をどうかしないと収まらない。そうすると長期的な見通しも必要。そうしたものがあれば、今回の指摘に対しても大学として答えることができたのではないか。</li> </ul> <p><b>(オーテピア等との連携について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オーテピアとの役割分担という考え方は、より良い選書の仕方、役割分担で考えていくという、地域の図書館が連携する中で、管理する学術情報、そのボリュームも質の点も多様化するという点で、面白い試みと考える。</li> <li>・役割の違いはあるが、オーテピアとの連携、活用をしていただきたい。</li> <li>・オーテピアにあるかどうか、これからの図書館の受け入れのポイント。ただ、辞書、辞典などの禁帯出の資料は動かさないの、自分の図書館に必要なかどうかを見る視点は必要。</li> </ul> <p><b>(大学図書館の在り方について)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館がどういう枠組みの中で大学に位置付けられ、大学全体のポリシーの中でどういうミッションを担っているのか。図書の選書規定、図書の管理規定、様々な活動が、それに基づき十分な見通しをもってなされているかということを示していくことが必要。大学図書館の使命が示されていれば、最終的な処分も違う形になったのではないか。</li> </ul>

(参考)

第2回検証委員会 資料1

【検証のポイント】

① 除籍について

- ・そもそも除却（除籍）は必要だったのか。
- ・除籍の基準や除籍決定までの手続きは適正だったのか。
- ・除籍した図書は本当に適切だったのか。
- ・除籍の基準に関する根拠規定は他大学と比較してどうなのか。また、より具体的に規定すべきではないのか。

② 除籍決定後の再活用・焼却処分について

- ・なぜ、他の図書館、県民、学生への譲渡や売却ではなく、焼却になったのか。
- ・なぜ、他大学の状況など確認しなかったのか。
- ・旧の内規を準用していたとしても、規程・細則の制定時や改正時に、処分方法の再検討は行わなかったのか。
- ・除却図書の処分に関する根拠規定は他大学と比較してどうなのか。また、より具体的に規定すべきではないのか。

③ 意思決定について

- ・総合情報センター運営委員会での議論が大学全体に情報共有・認識共有されていたのか。
- ・総合情報センター運営委員会において学外への譲渡や売却の検討は丁寧に議論されていたのか。
- ・総合情報センター運営委員会において最終の決定は明確に行われていたのか。

第1回検証委員会 資料4

2) 学外での再活用を取り入れることができなかつた要因

他大学のように、譲渡（教員・学生、県内の公立図書館、県民）や売却について議論がなかつたわけではないが、短期間に大量の除却を行わざるを得ない状況の中、以下のような理由が複合的に存在し、除籍した図書を有効活用する道を拓くことができなかつた。

- ① 大学名や教員名の記された本が学外に出回るとは不適切であるとの認識
- ② 大学・県の資産を勝手に売却することは不適切であるとの認識
- ③ 譲渡などの手続きを行う場合に要する時間や労力の制約
- ④ 除却後の書籍を譲渡するために保管する場所の確保
- ⑤ 他の図書館との連携、全学的な情報・認識の共有の弱さ

学外機関や学外者に対して除籍した図書の再活用を依頼することなく、焼却に至った理由は、上記のような慣習的に持っていた不適切な認識、物理的な課題、不十分な取り組みを打破できなかつたことなどにあったが、突き詰めれば、大学として思考が断絶していたことや視野の拡大ができなかつたことが大きな要因であると考えられる。